

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6383-8160
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

専門家と市民団体の共同相談会

9月19日に民商も参加する「いのちとくらしを守る相談会」が実施され、団体・専門家など19名が相談に対応しました。相談者は11名でした。今回は3回目です。徐々に相談者が増えていきます。相談の内容は、生活保護、近隣トラブルから家庭内の問題、交通事故の補償問題、住宅問題、相続問題、DV、労働相談など多種多様な相談が寄せられました。相談には弁護士、行政書士、社会福祉士、医療機関や介護保険事業所の職員など市民相談員が対応しました。

消費税減税で生活応援・景気回復を

消費税廃止吹田連絡会の定例宣伝行動を9月24日(金)にイオン吹田店前で行ない、民商、新婦人、なくす会から11名が参加しました。それぞれの団体で準備したプラスタ―やマイクでアピールしながらビラ配布を行いました。マイクではドイツで日本の消費税にあたる付加価値税を引き下げた結果、コロナ禍でもGDPが引きあがったことを紹介し、消費税導入後に引き下げてきた法人税率や株式優遇税制を見直せば、消費税を5%に引き下げることが十分できることを訴え、今度の総選挙で消費税減税を実行する政府を一人一人の投票で実現しようと呼びかけました。

大阪府による飲食店等への要請

- ① 区域 **大阪府全域**
- ② 要請期間 **10月1日～10月31日** (ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断)
- 施設について (府有施設を含む) **飲食店等への要請** (特措法第24条第9項に基づく)

施設	要請内容	
	ゴールドステッカー認証店舗 (8ページ参照)	その他の店舗
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設	○営業時間短縮(21時まで)	○営業時間短縮(20時まで)
	○酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は11時～20時30分	○酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は自粛
	○同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3	○同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3
	○カラオケ設備の利用自粛	○カラオケ設備の利用自粛

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。

※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。

※3 同居家族の場合は除く

大阪府の最低賃金 992円に

10月1日(金)から大阪府の最低賃金が時間額992円になります。最低賃金制度は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障することにより、労働条件の改善を図ることを目的とするものです。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金には、「大阪府最低賃金」と特定の産業の労働者を対象とする「特定最低賃金」とがあります。

詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課(電話06-6949-6502)または最寄りの労働基準監督署にお問合せください。また、大阪労働局のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。
http://site.mhlw.go.jp/osaka-roundoukyoku/jirei_toukai/saitai_chingin/saitai.html



最低賃金との比較方法

- 賃金の支払われ方が、
- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額
 - (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
 - (3) 月給制の場合
月給額 \div 年平均1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額
 - (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額 \div 当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数 \geq 最低賃金額

月給制の場合の換算例

※時間額 992円(令和3年10月1日発効)と比較
【例】年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給161,800円の方の場合
(3)の計算式にあてはめると、年平均1か月所定時間数は
・8時間 \times 252日 \div 12か月 = 168時間ですから
・月給166,600円 \div 168時間 = 991.6円 < 992円
したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。

伝言板

府営住宅の申し込み
締切 10月15日(木)消印有効
民商事務所に申込書あります。

パソコン記帳連続講習会

10月19日(火)・26日(火)・11月2日(火)
すべて14時00分
パソコンで使用する複式簿記の講習会です。ノートパソコンはご持参ください。市販の会計ソフトを使用します。参加希望の方は事前にご連絡ください。

無料法律相談(要予約)

10月21日(木)13時00分 民商会館
北大阪総合法律事務所 無料出張相談会です。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共においしく！